

健康障害防止指針（がん原性指針）の対象物質の追加について

指針公表の根拠及び指針の統合

平成 3 年以降、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣は「がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの」として告示で定めるとともに、その物質に関する健康障害防止指針を公表してきた。

平成 3 年から平成 18 年までに、四塩化炭素をはじめとする計 18 物質を告示で定め、物質ごとに 18 の指針を公表してきたが、平成 23 年 10 月、指針対象物質として 8 物質を追加するとともに、前述の 18 物質と合わせた計 26 物質について、これまでの指針と統合した形で新たな指針を定めた（平成 23 年 10 月 28 日健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「指針公示第 21 号」という。）。

指針統合後の対象物質の追加

<これまで>

- 1 平成 24 年 10 月 10 日、指針対象物質に関する告示を改正して 2 物質（1 - プロモブタン、2 - アミノ - 4 - クロロフェノール）を追加するとともに、計 28 物質に関する指針として、指針公示第 21 号を全部改正する形で指針公示第 23 号を公表した。
- 2 平成 25 年 10 月 1 日、指針対象物質に関する告示を改正して N,N-ジメチルアセトアミドを追加するとともに、計 29 物質に関する指針として、指針公示第 23 号を一部改正する形で指針公示第 24 号を公表した。
- 3 平成 26 年 10 月 31 日、有機溶剤中毒予防規則で規制されている物質のうち、発がんのおそれのある 10 物質について、発がん予防の観点から、含有量 1% 超えの有機溶剤業務に限り、特定化学物質障害予防規則により規制することとなり、これに伴い、既に指針対象となっていた 6 物質について、含有量 1% 超えの有機溶剤業務を指針の対象から除外し、指針対象となっていなかった 4 物質（含有量 1% 超えの有機溶剤業務以外の業務に限る。）について新たに指針に加えるとともに、ジメチル 2, 2 ジクロロビニルホスフェイトを追加し、計 34 物質に関する指針として、指針公示第 24 号を一部改正する形で指針公示第 25 号を公表した。

今回の検討会での検討事項

今回の「化学物質の健康障害防止措置に関する検討会」においては、指針対象追加予定の 1 物質について、指針を運用するための専門的事項（保護具、作業環境測定の方法・測定結果の評価指標）について検討していただく。検討していただいた事項は、指針の施行通達に反映させる予定である。

<参考> 最新の指針（指針公示第 25 号）の内容

- 1 趣旨
対象物質及び対象物質を重量の 1 %を超えて含有するものを製造し、又は取り扱う労働者の健康障害を防止するため、事業者が講ずべき措置を定める
- 2 対象物質（CAS 登録番号）
34 物質の物質名及び CAS 登録番号を列挙
- 3 対象物質へのばく露を低減するための措置について
指針対象物質の適用法令により、次の 3 つのグループに類型化して措置を規定
(1) ~ (3) とも、作業環境管理、作業管理、排気・排液等による汚染防止、保護具、作業基準の策定を規定
(使用すべき保護具は、施行通達で示す。)
(1) 有機溶剤中毒予防規則の対象物質（含有量 5 % 超え）
(2) 特定化学物質障害予防規則の対象物質（含有量 5 % 超え）
(3) 上記(1)、(2)以外の物質
- 4 作業環境測定について
指針対象物質の適用法令により、次の 2 つのグループに類型化して措置を規定
評価指標の設定できない物質については、測定のみ規定
測定結果、評価結果の保存は 30 年間
(測定方法、評価指標は、施行通達で示す。)
(1) 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の対象物質
(含有量 5 % 超え)
(2) (1)以外の物質
- 5 労働衛生教育について
教育内容、時間を規定
- 6 労働者の把握について
対象物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1 月を超えない期間ごとに氏名、業務概要等の記録を行うことを規定
- 7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について
対象物質の適用法令により、次の 3 つのグループに類型化して措置を規定
(1) 表示、SDS 交付がともに義務付けられている物質
(2) SDS 交付のみが義務付けられている物質
(3) どちらも義務付けられていない物質